

務	00	01	1年
(令和6年3月末まで保存)			
(令和5年3月末まで有効)			

生保第373号
(広報、刑企、交企、備一)
令和4年9月2日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「旧統一教会」問題に対する適切な対応について

「旧統一教会」（現「世界平和統一家庭連合」のことをいう。以下同じ。）の問題に関し、被害者の救済を目的として、警察庁において下記のとおり、関係省庁と合同による「旧統一教会」問題・相談集中強化期間（以下「相談集中強化期間」という。）を設け、各都道府県警察を含む関係機関が設置する相談窓口及び相談集中強化期間中に開設する合同電話相談窓口において、集中的に相談対応に当たることとしたことから、各所属においては、本取組について周知を図り、適切に対応されたい。

記

1 経緯

「旧統一教会」を巡る金銭トラブル、脱会等に係る問題について、被害者の救済を目的として、法務大臣の主宰により、別添のとおり「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が設置され、過日、その第1回会議が開催された。

同連絡会議において、下記に掲げる期間、合同電話相談窓口を開設して「旧統一教会」問題に関する相談に対応するとともに、本県警察の相談窓口を含む全国の既存の相談窓口においても、相互に連携して対応することとしたものである。

2 相談集中強化期間の概要

(1) 期間

令和4年9月5日（月）から同月30日（金）までの間（延長の可能性あり）

(2) 目的

警察庁、消費者庁、法務省及び総務省が関連する各相談窓口において、「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法等の不法行為に係る相談に集中的に対応するとともに、関係省庁間で情報を共有し、被害者救済に万全を期する。

(3) 関係省庁関連の相談窓口

ア 警察庁関係

- 警察相談専用電話（#9110）
- 各都道府県警察本部・警察署における相談の総合窓口

イ 消費者庁関係

消費者ホットライン（188）

ウ 法務省関係

- みんなの人権110番（0570-003-110）
- 法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）

エ 総務省関係

- 行政相談「きくみみ」（0570-090-110）

(4) 合同電話相談窓口

前記相談窓口とは別に、東京都内に合同電話相談窓口が開設される。

当該合同電話相談窓口では、「旧統一教会」問題に関する個別の相談に対し、その主訴を把握した上で、問題の解決に最も資すると認められる相談窓口又は制度を案内することとしていることから、警察において対応することが適当と認められる相談については、警察相談専用電話（#9110）又は各警察署の相談の総合窓口が案内されることとなっている。

3 留意事項

(1) 本取組の周知の徹底

相談集中強化期間の開始後、合同電話相談窓口から本県警察の相談窓口を教示された者や報道等により相談窓口を認知した者からの相談が増加することが見込まれることから、当該相談集中期間における取組の趣旨等について、担当者に対する周知を徹底すること。

(2) 相談への適切な対応

「旧統一教会」問題に関連する相談を受理した場合（2（4）の合同電話相談窓口から本県警察の相談窓口を紹介された場合を含む。）又は関係機関から引継ぎを受けた場合は、「警察安全相談及び苦情取扱要綱の制定について（通達）」（令和3年3月19日付け広報第26号）に基づき、相談内容に応じて、関係する部署、関係機関等と連携の上、当該相談の解決に向けた必要な措置を講じるなど、適切に対応すること。

(3) 違法行為への適切な対応

本県警察に寄せられた相談や通報において、刑罰法令に抵触する行為が認められる場合は、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査を推進すること。

なお、集中期間中における「旧統一教会」問題に関連する事件検挙については、警察本部事件主管課から警察庁事件主管課に対し、遅滞なく報告すること。

担当：生活保安課指導係

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について

〔 令和4年8月15日
関係省庁申合せ 〕

- 1 「旧統一教会」（現在は世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあるせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」と言う。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	法務大臣
議長代理	法務事務次官
構成員	内閣官房孤独・孤立対策担当室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	法務省人権擁護局長
	法務省大臣官房司法法制部長

- 3 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 連絡会議及び幹事会の庶務は、法務省人権擁護局において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。